

第 2 編 議会・監査(大月都留広域事務組合議会公印規程)

○大月都留広域事務組合議会公印規程

(昭和 63 年 7 月 12 日議会訓令第 1 号)

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、大月都留広域事務組合議会の公印について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令で「公印」とは、公文書に使用する大月都留広域事務組合議会議長印及び大月都留広域事務組合議会副議長印とする。

(公印の保管)

第 3 条 公印は、事務局長が責任をもって保管するものとする。

(公印)

第 4 条 公印は、次のとおりとする。

名 称	寸 法
大月都留広域事務組合議会印	方 22mm
大月都留広域事務組合議会議長印	方 22mm

(準用)

第 5 条 この訓令に定めるもののほか、公印について必要な事項は、大月都留広域事務組合公印規則(昭和 58 年大月都留広域事務組合規則第 1 号)を準用する。

附 則

この訓令は、昭和 63 年 7 月 12 日から施行する。